

八女市における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所 の名称	所在地	停車又は駐車を する一般旅客 自動車運送事業用自動車 等の範囲	最左欄の停留所における 左欄の停車又は駐車が道 路又は交通の状況により支 障がないものとなるように するため必要と認める事項	利用期間	合意状況
黒木中学前(東向き)	福岡県八女市黒木町北木屋110-1先	八女市地域公共交通協議 会が運行を依頼した一般貸 切(乗用)旅客自動車運送事 業による乗合旅客自動車運 送事業(道路運送法第21条 第2項に規定する実証運行業 務に限る。)の用に供する乗 車定員11名以上の自動車に 限る。	最左欄の停留所における 左欄の停車又は駐車は、左 欄に係る運行時間内に限る ものとする。	令和6年4月1 日から実証運行 期間終了までに 限る。	八女市地域公共交 通会議を経て、令和 6年3月14日合意
瀬戸峠(南向き)	福岡県八女市黒木町北木屋459先				
下木屋(東向き)	福岡県八女市黒木町北木屋740-3先				
木屋橋(南向き)	福岡県八女市黒木町北木屋1690-1先				
東砂田原(東向き)	福岡県八女市黒木町木屋1890-4先				
旧木屋校前(東向き)	福岡県八女市黒木町木屋2472先				
桜の里前(東向き)	福岡県八女市黒木町木屋2885-1先				
馬渡(東向き)	福岡県八女市黒木町木屋3798-1先				
原(南向き)	福岡県八女市黒木町木屋4065先				
光源寺前(南向き)	福岡県八女市黒木町木屋4222-1先				
平橋(南向き)	福岡県八女市黒木町木屋4544-6先				
下ノ払(南向き)	福岡県八女市黒木町北大淵8323先				
本田(南向き)	福岡県八女市黒木町大淵4924-1先				
渡り上り(南向き)	福岡県八女市黒木町大淵4095-7先				
城ノ原(東向き)	福岡県八女市黒木町大淵3949先				
久保(東向き)	福岡県八女市黒木町大淵3083-1先				

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	利用期間	合意状況
桑鶴(東向き)	福岡県八女市黒木町大淵2702先	八女市地域公共交通協議会が運行を依頼した一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業による乗合旅客自動車運送事業(道路運送法第21条第2項に規定する実証運行業務に限る。)の用に供する乗車定員11名以上の自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和6年4月1日から実証運行期間終了までに限る。	八女市地域公共交通会議を経て、令和6年3月14日合意
花巡(北向き)	福岡県八女市黒木町大淵2492-2先				
仏石(東向き)	福岡県八女市黒木町大淵2401先				
下堀迫(北向き)	福岡県八女市黒木町大淵1776-2先				
堀迫(東向き)	福岡県八女市黒木町大淵1772-2先				
上堀迫(南向き)	福岡県八女市黒木町大淵1621-1先				
下月足(南向き)	福岡県八女市黒木町大淵1183先				
月足(南向き)	福岡県八女市黒木町大淵1124-1先				
上月足(南向き)	福岡県八女市黒木町大淵621-1先				
ダム入口(南向き)	福岡県八女市黒木町大淵14001先				
日向神(東向き)	福岡県八女市矢部村矢部31先				
鶴橋(東向き)	福岡県八女市矢部村矢部542-2先				
谷野(南向き)	福岡県八女市矢部村矢部874-1先				
西園橋(南向き)	福岡県八女市矢部村矢部1067-2先				
飯干(東向き)	福岡県八女市矢部村矢部2710-19先				
笹又橋(北向き)	福岡県八女市矢部村矢部3020先				
鬼塚(東向き)	福岡県八女市矢部村北矢部11253-2先				
石川内(南向き)	福岡県八女市矢部村北矢部11047-2先				

旅客の運送の用に供する自動車 が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所 の名称	所在地	停車又は駐車を する一般旅客自動車 運送事業用自動車 等の範囲	最左欄の停留所における 左欄の停車又は駐車が 道路又は交通の状況により 支障がないものとなるよう にするため必要と認める事項	利用期間	合意状況
中村(南向き)	福岡県八女市矢部村北矢部11001先	八女市地域公共交通協議 会が運行を依頼した一般貸 切(乗用)旅客自動車運送事 業による乗合旅客自動車運 送事業(道路運送法第21条 第2項に規定する実証運行業 務に限る。)の用に供する乗 車定員11名以上の自動車に 限る。	最左欄の停留所における 左欄の停車又は駐車は、左 欄に係る運行時間内に限る ものとする。	令和6年4月1 日から実証運行 期間終了までに 限る。	八女市地域公共交 通会議を経て、令和 6年3月14日合意
宮ノ尾橋(東向き)	福岡県八女市矢部村北矢部10528先				
矢部支所前(東向き)	福岡県八女市矢部村北矢部10499-1先				
宮ノ尾(南向き)	福岡県八女市矢部村北矢部10487-1先				
福取(南向き)	福岡県八女市矢部村北矢部10405先				
ゆいのもり入口(南向き)	福岡県八女市矢部村北矢部10178-3先				
稲付(東向き)	福岡県八女市矢部村北矢部10178-3先				
中間川(南向き)	福岡県八女市矢部村北矢部9514先				
下柴庵(南向き)	福岡県八女市矢部村北矢部9421先				